

令和 3 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 3 事務年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

（1）概況

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。

令和 2 年における金融商品取引所の新規上場会社数は 93 社となっており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き高水準が維持されている。

また、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が実施した上場会社の監査は、引き続き、大手監査法人²が 9 割超（時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。こうした中、最近の監査人の交代状況をみると、上場国内会社の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、引き続き、年間で 100 件を超えている。その要因としては、被監査会社における継続監査期間や監査報酬などを勘案した監査人の見直し、大手監査法人における監査関与先との構成の見直しなどが考えられ、大手監査法人から準大手監査法人²や中小規模監査事務所²への交代の動きが引き続き顕著である。

¹ 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 6 期（平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月）については、令和元年 5 月 17 日に策定・公表。

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kihonhouhin/20190517.html>

² 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

近年、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきている。具体的には、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載については、令和3年3月期決算に係る財務諸表監査から、上場会社等の監査報告書に求められるようになった。また、令和2年11月の企業会計審議会において、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化やリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準等の改訂がなされている³。さらに、同審議会（監査部会）においては、国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準1」（監査事務所の品質マネジメント・ISQM1）、「国際品質マネジメント基準2」（審査・ISQM2）及び「財務諸表監査の品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、我が国の監査に関する品質管理基準（以下「品質管理基準」という。）の改訂に向けた審議が進められている。監査事務所においては、これらの監査基準や品質管理基準の改訂に対し、適切な対応・準備が求められる。

新規上場会社に対する監査については、新規・成長企業がその成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができるための環境整備が引き続き進められている。

（2）新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響

令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、監査事務所においては、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等に関し、監査上の制約がみられたものの、令和2年3月期の監査においては、リモートを活用した監査（リモート監査）や代替的な手続の実施など状況に応じた対応が図られた。令和3年3月期の監査においても同様の対応が図られており、監査手続の大幅遅延などにより監査意見が表明できないなどの大きな問題はみられていない。

新型コロナウイルス感染症への関係者の対応としては、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が、数次にわたり「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」（以下「監査上の留意事項」という。）や「リモートワーク対応」を公表するなどの対応を行ってきているほか、企業会計基準委員会においても、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表・更新するなど、様々な対応が行われてきている。

（不正会計等への対応）

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、昨年からは減少しているものの、引き続き、50社を上回る状況が続いている。これは、上場会社における適時に情報開示を行うという意識の高まりを示すものとも考えられるが、会社の内部統制が

³ 改訂監査基準のうち、「その他の記載内容」については、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から早期適用することもできる。また、リスク・アプローチの強化については、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げないとされている。

十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例が引き続き発生している。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

(監査事務所における品質管理の現状)

審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁴を 5 段階に区分して記載している（フォローアップ検査を除く。）。大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位 2 番目又は 3 番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位 3 番目以下の区分に、その多くが該当している。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透や、職業倫理の重要性の再認識の必要性等が課題となっている。

また、大手監査法人の収益構造をみると、グループ全体の業務収入における非監査証明業務収入の割合は、平成 26 年度までは年々増加し、近時は 40%前後で推移している。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題が認められる。また、トップ

⁴ 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

総合評価は、5 段階となっており、令和 2 事務年度までに着手した検査においては、①最上位の区分には「概ね妥当であると認められる」、②上位 2 番目の区分には「妥当でない点が認められる」、③上位 3 番目の区分には「妥当でないものと認められる」、④上位 4 番目の区分には「妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる」との評価文言を付してきている。

令和 3 事務年度に着手する検査からは、①最上位の区分には「良好であると認められる（総合評価：1）」、②上位 2 番目の区分には「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」、③上位 3 番目の区分には「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」、④上位 4 番目の区分には「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」との評価文言への変更を行っている。

評価文言等の変更の詳細については、審査会のウェブサイトに掲載の令和 3 年版モニタリングレポートを参照。

を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性についての認識が不足している状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

(監査法人のガバナンス態勢等)

大手監査法人及び準大手監査法人においては、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)を採用し、ガバナンス態勢は概ね整備されてきている。今後は、ガバナンスの実効性を定着させるための一層の取組が課題となっている。

(IT化の進展)

監査事務所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、監査事務所の規模等により差がみられるものの、リモート監査の実施が急速に浸透した。

また、社会全体のIT化の進展に伴い、被監査会社が保有する会計記録や取引記録等のデータの電子化が進む中、大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率性の向上のため、監査業務の一層のIT化・デジタル化が進められている。具体的には、ツールの利用による従来の試査から精査的な手法の導入や作業の自動化・集約化などにとどまらず、AIを活用したリスク分析や、企業の業務管理システムに随時アクセスし、財務関連情報の分析を可能にするシステムの導入などが行われている。

このような動きは、監査業務の実効性を確保しつつ、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、サイバーセキュリティは、喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティの強化を確実に進めていく必要がある。

(国際的な監査監督機関等の動向)

海外においては、上場会社の会計不祥事の発生等を契機として、監査制度や監査監督の在り方の見直しが進められている。具体的には、英国では、大手会計事務所に対する監査部門の他部門からの運営上の分離要請など、監査の実効性確保に向けた取組や、規制当局の改組の動きがみられる。また、ドイツでは、金融規制当局の在り方の見直しや権限の強化等に向けた動きがみられる。

このような中、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵に必要な支援を行っている。IFIARにおいては、6大グローバルネットワーク⁶と継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、金融庁及び審査会としては、令和3年4月に我が国から選出された副議長⁷の活動を支援するとともに、引き続きIFIARの活動に貢献していく。また、外国監査監督当局と連携し、外国監査監督当局における新型コロナウイルス感染症への対応状況、4大グローバルネットワーク⁶に所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、さらに、外国監査監督当局の組織変更に関する動向について引き続き注視していく。

2 令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記（1）から（6）に掲げる基本的な考え方でモニタリング⁸に取り組む。

本事務年度においても、昨事務年度に引き続き、審査会のモニタリングがより効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法の見直しを行う。

また、国際的な品質管理に関する基準の改訂等を踏まえた我が国の品質管理基準等の改訂は、監査事務所の監査実務や品質管理に大きな影響を与えることが見込まれるため、審査会のモニタリングの実施方法等の見直しを検討する。

（1）モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々である。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留意する。

⁵ 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和3年6月末時点のメンバーは、我が国を含む54か国・地域となっている。

⁶ 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopersの6つのグローバルネットワークを指す。なお、これらからBDO、Grant Thorntonを除いたものを4大グローバルネットワークという。

⁷ 令和3年4月、金融庁総合政策局参事官兼IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室長がIFIARの副議長に選出されている。

⁸ モニタリングは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

イ ガバナンス等の経営管理態勢の実効性

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、監査の品質の向上に向けた被監査会社等との意見交換の状況や、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況等に重点をおいて検証する。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況の検証

(ア) 新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症による監査手続など監査業務への影響を把握するとともに、協会公表の「監査上の留意事項」や「リモートワーク対応」等を踏まえ、監査業務への影響に対する監査上の対応状況や監査事務所の対応状況（監査実施体制の変更を含む。）を検証する。

(イ) 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、海外子会社における会計問題が引き続き発生しており、また、監査事務所の規模を問わず、海外子会社に係るグループ監査に関する不備が継続して認められている。こうした状況を踏まえ、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについても、重点的に検証する。

(ウ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務所において、当該監査契約に係るリスク評価と対応の適切性に加え、当該監査契約の締

結経緯や、当該監査契約が監査事務所全体の監査の品質に及ぼす影響について検証する。

エ ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や準大手監査法人は、監査業務を効率的・効果的に実施するとの観点から、AIを活用した会計仕訳の異常値を検知するツール、不正リスクを識別するためのツール、被監査会社のデジタル情報に随時アクセスし、監査に必要な情報を入手するシステムなど、監査業務におけるIT化・デジタル化の動きを加速させている。

このような動きは、監査の品質の確保・向上に資するものと考えられるため、その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

併せて、IT化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

(2) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなど検査との一体的な運用に努めるものとする。

(3) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて人材の育成を進める。

(4) モニタリング実施方法の検討

大手監査法人を中心としたIT化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、監査事務所においては、棚卸立会や残高確認など監査手続の実施方法や監査事務所の運営について、見直しがなされてきている。

審査会においては、昨事務年度には、基本計画に基づき、新型コロナウイルス感

感染症の拡大の状況も踏まえ、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査事務所の負担軽減の観点から、一部の監査事務所に対するモニタリングにおいて、従来の原則対面による実施方法を見直し、リモートを活用した検査（リモート検査）⁹や検査以外のモニタリングを導入・実施した。

本事務年度のモニタリングにおいても、昨事務年度に引き続き、各事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案した上で、リモート検査の対象範囲を拡大するなど、より効率的で実効性のあるモニタリングに向けた実施方法の見直しを実施する。

（5）品質管理基準等の改訂への対応

我が国の品質管理基準については、国際的な品質管理に関する基準（ISQM1、ISQM2及びISA220）の改訂等を踏まえ、「品質マネジメントシステム」（監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法）の導入などを内容とする、品質管理基準の改訂作業が、企業会計審議会において進められている。

審査会としては、各監査事務所における当該改訂への準備・対応状況を把握していくほか、当該改訂による監査事務所の品質管理に対する影響等を踏まえ、審査会によるモニタリングの内容、実施方法、実施態勢等について、見直しの検討を進めていく。

（6）国際的な監査監督の連携強化

多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み¹⁰を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIARにおける議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握することとする。さらに、外国監査監督当局の新型コロナウイルス感染症への対応状況、4大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、外国監査監督当局の組織再編の動向等も注視する。

⁹ 監査調書等の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリングをオンラインやウェブ会議等を利用して実施する検査。

¹⁰ 令和3年6月末時点で9か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス、中国及びスイス）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

3 検査以外のモニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のある検査以外のモニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査や報告徴収の結果を分析するなど有効に利用する。特に、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。

本事務年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響や監査事務所の対応状況を含め、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時的確に把握する観点から、監査事務所等の負担を考慮しつつ、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング、協会の品質管理レビューの検証、協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じた検査以外のモニタリングを実施する。

また、本事務年度においては、3年に1度実施することとされている外国監査法人等に対する報告徴収を実施し、外国監査法人等の業務の状況等を把握する。

(1) 報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握に加えて、KAMに係る監査の実施状況について実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効率的・効果的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話等で得られた情報を適宜活用するなどして、より効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要な場合には対面での実施や、品質管理レビューの改善状況が良好でない監査事務所に対しては連年で実施するなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対する検査の結果、下記エの早急に改善を要する必要があると認められる場合を除き、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないものと認められ、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会との実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

協会は、最近の品質管理レビューの状況を踏まえ、令和2年度において、リスクに応じた通常レビューの実施頻度の柔軟化、通常レビューの実施結果に関する4段階評価から3段階評価への変更等の品質管理レビュー制度の見直しを行っている。

協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なるものではあるが、協会の品質管理レビューは、上記のとおり、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案が引き続き発生している。

このような状況を踏まえると、協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、協会において実施される施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要であり、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査

法人に対する品質管理レビューの在り方、中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実、業務管理態勢の検証の在り方等を中心に議論を行ってきており、本事務年度においても、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、具体的かつ実質的な議論を引き続き行っていくこととする。

(3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、そうした機会も捉え、品質管理基準等の改訂への準備・対応状況などについても把握することとする。

また、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、加えて、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記検査以外のモニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか、監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、監査事務所の負担に考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いな

どを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

(1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、原則、個別監査業務に対する検証を実施しないこととし、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に、より効率的・効果的に実施する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の実施時期に関する原則にとらわれずに機動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理の施策などを浸透させるとともに、職業倫理の重要性を改めて認識させるための態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（*）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・ 監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（*）
- ・ 海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 監査補助者¹¹や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（*）
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ グローバルネットワークによるモニタリング活動への対応状況の検証

¹¹ 監査補助者には、公認会計士資格を有する者、公認会計士試験合格者等、それらの資格等を有さない監査補助職員のほか、監査補助を行う事務職員が含まれる。

- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

（2）準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、原則として3年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・地区事務所を含めた組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等を含めた監査資源の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（＊）
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における、経緯、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査補助者やIT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）

- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

（３）中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性だけでなく、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準の理解などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症的なものにとどまっていかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りに関して）の状況の検証（＊）、監査実施者への指導・監督状況や、専門家の利用の状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における経緯、リスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・監査補助者などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証（＊）
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 審査会は、監査事務所に指摘内容等を的確に伝達するとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、本事務年度に着手する検査から、その評価文言等を一部変更している⁴）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているか確認する。さらに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成20年から公表している。最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以 上